

第4章 分野別施策の推進

1 女性

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者などからの暴力（DV）をはじめ、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、売買春などの暴力の根絶を図ることは、克服すべき重要な課題となっています。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、貧困や様々な困難にもつながる深刻な問題であります。

また、災害や感染症拡大時を契機とした生活不安やストレスによりDV*や性犯罪・性暴力などの深刻化が懸念されます。

暴力の背景には、固定的性別役割分担意識や経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などがあり、男女間の格差是正や意識改革を行う必要があります。

このような社会的構造や偏見などを背景として、雇用の分野において性別等*を理由とする差別的取扱い等の課題も多く残されています。また、メディアにおいて固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、女性に対する暴力を助長するような表現については十分留意することが求められています。

さらに、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重が強く求められています。

性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図っていく必要があります。

【施策の展開方向】

性別にかかわらず人権を尊重する意識を深く根づかせるため、啓発活動を効果的に展開します。女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権に直接関わる深刻な問題であり、社会的・構造的な問題として捉えて対応していきます。あらゆる暴力の発生を防ぎ又は被害者への支援のため、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、育児・介護等の環境整備や子育て

支援などを推進します。

メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組を働きかけていきます。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重について、広く啓発します。

① 啓発活動の推進

男女共同参画社会の早期実現のための啓発活動を、県民、NPO、企業、マスメディア、教育関係機関等との連携を図りながら、全県的な広がりを持った取組として積極的に展開します。

重要な課題であるDVやセクシュアル・ハラスメント*等の女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発活動を、関係機関、団体等との連携を図りながら組織的に展開します。

② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るために、暴力の形態に応じた迅速で適切な対応が図れるよう、警察、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、市町村、医療機関、NPO、弁護士等の幅広い関係者による相互の連携を図り、相談、保護、自立支援への取組を強化するとともに、一時保護施設の支援体制の充実を図ります。女性の保護、自立支援を行っている民間シェルターの運営に対しては、経済的な支援を含め様々な支援を推進します。

セクシュアル・ハラスメントの防止は、例えば教育の場や医療・社会福祉施設など、地域社会においても、その防止のための取組が進められるよう支援します。

③ 多様な生き方を選択できる条件整備

多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、就業・起業等を支援するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できる多様な働き方を広げていきます。

また、男女雇用機会均等法の普及に努め、雇用機会や待遇における性別による差別や、男女間の賃金格差の解消に向け、各種の取組を促進するとともに、間接差別をなくしていくための啓発を行います。

さらに、子育て・介護の社会的支援を図るとともに、特に、ひとり親家庭に対する自立のための支援を推進します。

2 子供

【現状と課題】

「児童の権利に関する条約*」は、子供を権利の主体として位置付け、子供の尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

2018（平成30）年には、虐待の防止等に関し、基本理念を定め、県の責務や関係団体の役割等を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めた「埼玉県虐待禁止条例*」が施行されました。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展、子供の貧困など子供たちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子供をめぐる問題も複雑、多様化しています。こうした中で、児童虐待*、いじめ、有害情報の氾濫や性の商品化など、子供の権利に関する重大な問題が発生しています。

【施策の展開方向】

子供を基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、子供の人権を尊重する社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子供の人権が尊重され、保護されるような環境をつくります。

① 子供の人権を尊重する啓発活動及び教育の推進

子供の権利擁護を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、子供の権利を守るための啓発活動を推進します。

また、幼児期*から子供の発達段階に応じ、自分や他者の人権を大切にする心を育てます。特に、幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育所、幼稚園、認定こども園*、小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

② 児童虐待防止の取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、体罰禁止など虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

また、児童相談所を始めとする相談、支援体制の充実を図るとともに子供や家庭との関わりの

深い市町村、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、警察、医療機関などの関係機関や民間団体との連携強化を図ります。学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

③ いじめなどの問題に関する取組の推進

いじめなどの問題は、子供の人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

このため、研修を通じて教員の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

④ 性に関する問題の解決に向けた指導の充実

性情報の氾濫などを背景とした、性に関する問題行動、性的被害の増加などの性に関する様々な問題の解決を図ります。

そこで、学校等における性に関する指導の充実を図り、性に関する問題に対して、主体的に正しい情報を入手し、自ら思考・判断し、適切な行動がとれるようにしていきます。

⑤ 児童買春、児童ポルノの防止に向けた取組の推進

児童買春、児童ポルノといった子供の性的搾取の防止等に積極的に取り組みます。

⑥ 子育て支援の充実

子育てを社会全体で支援する取組の充実を図ります。

⑦ 子供の保護と自立支援の充実

虐待などの権利侵害を受けている子供や家庭での養育が困難な子供に対する相談機能や保護施設の充実を図ります。

社会的擁護の分野での子供の意見表明権を保障するため、児童養護施設などへの入所や一時保護所への保護に当たっては「子どもの権利ノート*」の配布など子供の人権への配慮、処遇の充実を図ります。

⑧ 子どもの権利救済機関*の運用

児童虐待やいじめなど深刻化する子供に対する権利侵害事案に対応するため、「子どもの権利救済機関」を適切に運用します。

⑨ 子供の貧困対策

子ども食堂やプレイパーク、学習支援教室など子供の居場所づくりを推進します。

3 高齢者

【現状と課題】

我が国の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65才以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に捉えるといった誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

【施策の展開方向】

高齢者が地域の住民と交流し、役割を持って、様々な分野において活躍できる環境づくりを推進します。

介護サービスの選択・利用や自主活動への参加、就業などあらゆる生活の場面において、高齢者の主体性が尊重されるよう支援します。

高齢者の生活のすべての場面において権利の擁護が図られるよう支援します。

特に、判断能力が不十分な認知症高齢者の権利の擁護についての施策を推進します。

① 啓発活動・福祉教育の推進

子供から高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、広く県民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。

特に、認知症についての正しい理解の普及を図ります。

② 介護サービスの充実

高齢者や家族に対して総合的な相談支援を行う地域包括支援センター*などを活用し、総合的な相談体制の充実に努めます。

介護保険サービス等に関する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

③ 単身高齢者等への支援の推進

単身高齢者や高齢者夫婦世帯の状況を把握するとともに、地域での見守り活動や事故等の防止を推進します。

④ 認知症高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実

認知症高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談・援助体制を充実します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、「通い」を中心に、必要に応じて「泊り」や「訪問」を組み合わせ利用できる小規模多機能型居宅介護サービス*や認知症高齢者グループホーム*の整備を支援します。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、福祉のまちづくりに関する普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより誰もが住みよいまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーター設置やノンステップバスの導入等を促進します。

⑥ 高齢者の主体的な活動を支援するための方策の推進

多様な学習機会の提供、NPO・ボランティア活動等に関する情報提供を行うことにより、高齢者の社会参加を支援します。

さらに、意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働くことができるよう就業機会の確保など雇用対策を推進します。

市町村やNPO等が行う高齢者の自立支援などの取組を支援します。

4 障害のある人

【現状と課題】

障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

【施策の展開方向】

様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供など障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指します。

障害があっても自立し、社会のすべての分野に完全参加できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。

特に、人権の課題として、障害のある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。権利を行使するための支援、権利擁護の一層の強化を図ります。

① 啓発活動の推進

「障害者基本法*」や「障害者差別解消法*」、「埼玉県共生社会づくり条例*」などの理念に基づき、障害者が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

② 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりが、持てる力を発揮できるよう教員の専門性や指導力の向上を図ります。

学校教育における障害理解教育や交流及び共同学習を充実します。

③ 権利擁護の推進

障害のある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行え

るよう、専門的な相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

④ 施設利用者の人権擁護の推進

施設利用者が権利として、適切なサービスを受けられるように支援します。

利用者が施設の利用に際して、適切な情報が得られるシステム、利用者がサービスに対して、苦情を申し出て解決を図る制度やサービス提供に関する評価制度等を構築します。

⑤ 地域での生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した日常生活を送れるよう、障害福祉サービスの利用相談等を受け付ける相談体制やホームヘルパー等在宅サービスの整備充実を図ります。

⑥ 総合的な雇用対策の促進

障害の種別や程度に応じたきめ細やかな雇用対策を展開します。

⑦ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、福祉のまちづくりに関する普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより、誰もが住みよいまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーター設置やノンステップバスの導入等を促進します。

⑧ 情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るため、パソコン操作の技術講習会や利用相談の実施、意思疎通を仲介する手話通訳者等の養成及び派遣など、障害の種別や程度に対応したきめ細かな情報のバリアフリー化を推進します。

⑨ NPO、ボランティア等との連携

NPO、ボランティア等が行う障害者支援などの取組を支援します。

⑩ 医療的ケア児及びその家族に対する支援

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児とその家族に対する適切な支援を推進します。

5 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

同和問題とは、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法*」が制定されて以来、国や県、市町村では、2002（平成14）年3月までの33年間にわたり、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別*の解消はほぼ達成しました。

しかし、心理的差別*については、教育・啓発による同和問題に対する正しい理解の深まりから着実に解消に向けて進んでいるものの、不合理な偏見による差別意識から、結婚や交際、就職、転居などで時として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。2020（令和2）年度に埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「お子さんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどう思いますか」という問いに対して、「子供の意思を尊重する」が60.3%と最も高くなっています。一方、「ややこだわりがある」又は「反対だが、子供の意思を尊重する」などの忌避意識を感じさせる回答が25.1%となっています。

近年ではインターネット上に、悪質な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。

2016（平成28）年には、現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別解消推進法*」が施行されました。

また、「えせ同和行為*」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すもので、断固排除しなくてはなりません。

これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえて、引き続き同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、教育・啓発を中心に積極的に取り組んでいくことが必要です。

【施策の展開方向】

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、「部落差別解消推進法」の趣旨や目的を踏まえ、県民一人ひとりの同和問題についての正しい理解と認識が深まるよう創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

① 同和問題に関する人権教育の推進

同和問題に関する正しい知識を身に付け、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

② 心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心とした総合的な人権啓発活動の中で、心理的差別を解消するために効果的な啓発活動を市町村や関係機関等と連携して推進します。

人権啓発イベントの開催、啓発冊子の作成・配布などによる県民や企業などへの啓発とともに、公正採用選考人権啓発推進員制度を活用した企業向け研修会や、人権擁護委員*・民生委員など地域における人権啓発指導者を支援するための研修会を開催します。

また、企業や市町村等の研修会への講師派遣、業界団体と連携し「宅地建物取引人権ガイドライン*」の周知に努めます。

③ インターネット上の人権侵害情報の拡散防止

インターネット上に書き込まれた人権侵害情報の対応については、法務局と連携して適切に対処します。また、インターネットの特質上、県域を越えた全国的な問題であることから、差別行為及び差別助長行為の防止に向けた有効な法規制を講じるよう国に要望していきます。

④ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」の排除に向けて、法務局、警察、埼玉弁護士会等で構成する「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会*」を通じて関係機関との連携を深めながら、研修会の実施、啓発冊子の作成・配布、ホームページによる周知などにより啓発に努めます。

⑤ 相談体制の充実

県民が人権に関する相談がスムーズにできるよう、人権相談窓口や相談内容に応じた専門相談窓口の周知を、市町村や関係機関と連携して取り組む。

6 外国人

日本においては、少子高齢化が進む一方で、外国人材の活用やグローバル化によって外国人住民が増加しているという状況にあります。

本県における在留外国人数は、2021（令和3）年6月末現在で198,548人と、県人口の2.7%を占めています。

国では2017（平成29）年度に「技能実習制度*」の改正を、2019（平成31）年度に新たな在留資格「特定技能」の創設等を行っており、本県においても外国人住民は多様化・多国籍化しています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人住民と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。2016（平成28）年に、「ヘイトスピーチ解消法*」が施行されたことなども踏まえ、外国人住民を日本人住民とともに地域を支えるパートナーととらえ、日本人住民も外国人住民も共に安心して暮らせる環境整備が必要です。

【施策の展開方向】

本県では、外国人住民をこれまでのような支援を受ける立場として考えるのではなく、地域を支えていく存在として、その自立や社会参画を支援することが重要であると考えます。そこで、日本人と外国人住民それぞれがお互いの立場を理解し合い、等しく必要な情報を得て安心し、暮らしやすさを実感できる地域づくりを進めます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっています。県や市町村、県国際交流協会*、NGO・NPO、企業、大学、学校（小・中・高校）、地域日本語教室、自治会などが地域全体の課題として、適切な役割分担の下に連携して取り組むよう推進します。

① 誰もが暮らしやすい地域づくり

外国人住民が安心・安全に生活できるよう教育、就労、防災、医療、福祉、住宅など様々な分野における取組を総合的に推進します。

生活に浸透しつつあるデジタル技術を、わかりやすい情報の伝達や相談対応における円滑なコミュニケーション、日本語教育の分野等で効果的に活用します。

外国人相談体制を（公財）埼玉県国際交流協会*や市町村と連携して充実します。

外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習することができるよう啓発するとともに、自立した生活ができるように、学習機会の提供を促進します。

② 外国人住民の地域社会への参画支援

外国人住民の意見を施策へ反映する仕組づくりを進めるとともに、外国人住民を地域の担い手として育成し、活躍につなげます。

外国人住民が地域に溶け込み、積極的に地域社会に参画できるよう、地域が一体となった取組を進めます。

同じ地域で暮らす日本人住民と外国人住民が、顔の見える関係を築き、理解を深める場を作ります。

地域の活力の維持・活性化に向けて、外国人住民ならではの知見やノウハウの活用を図ります。

③ 県民の多文化理解の促進

日本人住民を対象に、市町村、地域の団体などと連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、日本人児童生徒に対しては、外国人の人権に関する教育を推進します。

言語や文化、宗教や生活習慣などの違いから、外国人住民に対する差別や偏見が生じることがあります。また、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥するような言動が問題になっています。こうした不当な差別的言動を防止し、誤解や偏見の解消に向けて、啓発コンテンツの作成や講座、イベントを通じて外国人の人権の啓発を推進します。

7 HIV感染者等

【現状と課題】

エイズ*患者・HIV感染者*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されたとはいえません。

エイズ・HIVについての正しい知識・理解の普及に努め、教育現場において、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせるとともに、エイズ・HIVに関する啓発活動を行っていく必要があります。

ハンセン病*は、誤った認識のもとで行われてきた患者に対する差別や偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立していることなど、正しい知識の普及啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症を含め、その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動を行っていますが、まだ十分理解されたとはいえません。

難病は発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実が求められています。

また、プライバシーへの十分な配慮等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を図ることも課題となっています。

【施策の展開方向】

正しい知識の教育・啓発活動は、人権擁護と社会復帰の促進の視点から、患者や家族等の人権に十分に配慮しながら推進します。

医師会や各種相談機関等との連携を強化してネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

患者や感染者が、安心して総合的な医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備などの社会資源の充実を図ります。

① 正しい知識の普及・啓発

患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、企業、団体等との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発活動を展開して、感染者の就業支援等に努めます。

学校教育において、より人権尊重に配慮した教育活動を展開します。

② 相談・支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化しネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

③ プライバシー等に十分配慮した医療環境の整備

患者等個人のプライバシーに十分に配慮する等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を促進します。

8 犯罪被害者やその家族

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。さらには犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、例えば、近隣住民など周辺の人々の言動や報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材・報道により、名誉又は生活の平穩を害されるといった「二次的被害*」を受ける場合があります。

現在では、「埼玉県犯罪被害者等支援条例*」が施行され、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障」、「被害の状況等に応じた適切な支援」及び「切れ目のない支援の推進」の3本の柱が基本理念として掲げられています。

犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を進めているところですが、いまだ十分とはいえない状況です。犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるようにするためには、県民が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携を図りながら協力して、犯罪被害者等支援を進めていくことが重要です。

【施策の展開方向】

「埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針*」に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

① 支援のための体制整備への取組

犯罪被害者等が「必要な時」に「必要な場所」で「必要な支援」が受けられるよう、県における支援体制の更なる充実強化、民間支援団体をはじめとする支援関係機関・団体との連携強化及び犯罪被害者等に身近な窓口である市町村の総合的対応窓口の充実強化に向けた支援等を行います。

相談窓口を明確にし、早期に情報提供及び助言を行い、必要により適切な支援関係機関に速やかにつなげるための相談・情報提供体制の充実を図ります。

犯罪被害者等の置かれている現状の理解や心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能向上のための研修体制の充実や人材の育成を行います。

民間支援団体が将来にわたって安定した支援活動を推進していくため、支援に関する情報の提供、助言や財政基盤確保のための支援に取り組みます。

② 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係団体と連携して取り組むと共に、必要な情報の提供を行います。

経済的、精神的なショックなどにより新たな住居の確保が困難な犯罪被害者等に対し、中長期的あるいは一時的な住居の確保に取り組みます。

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解促進を図るための取組を行います。

犯罪被害者に対し、経済的な助成に関する情報の提供や助言などにより、経済的負担の軽減を図ります。

③ 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等

犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスを医療機関等から受けられるよう、必要な情報提供等を行います。

加害者から再び危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防止し、犯罪被害者等の安全の確保を図ります。

④ 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

広報活動及び啓発活動を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉や平穩への配慮の重要性について、県民及び事業者の理解の深化を図ります。

9 アイヌの人々

【現状と課題】

先住民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このため、1997（平成9）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

また、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律*」が施行されました。アイヌ文化の振興等にとどまらず、多義にわたる施策を総合的に推進し、アイヌに関する理解を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する正しい理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ります。

また、アイヌの人々の人権問題の解決を図るための啓発等の推進に当たっては、国や市町村、NPO等との連携を図ります。

① 啓発活動の推進

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を、国や市町村、NPO等との連携を図りながら推進します。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集や発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションは世代を超えて広く定着し、子供から大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、プライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害や、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現がSNSなどのソーシャルメディア*上に掲載されるなど、社会的な問題となっています。

また、子供や青少年がソーシャルメディアを利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加しています。さらに、同和問題や外国人、LGBTQ*などに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

このため、国では、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、2008（平成20）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律*（青少年インターネット環境整備法）」、2014（平成26）年に「私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律*（リベンジポルノ防止法）」が制定されました。

他人の権利を侵害する情報については、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して削除や書き込みをした発信者情報の開示を求めることができるなど、被害者救済制度の拡充が図られていますが、十分ではありません。また、インターネットでは、いったんソーシャルメディアや掲示板などに書き込まれた情報は瞬時かつ広範に伝播し、インターネット上から完全に消すことは容易ではありません。

インターネット利用者一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

県民に対してインターネットの利用上のルールやマナーなどについて啓発を図ります。また、教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育*を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

① インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

インターネット利用、特にスマートフォン、ゲーム機器を通して利用する際の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について啓発に取り組みます。

また、インターネットの便利さに潜む危険性についての啓発を進めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

児童生徒に対しては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教員や保護者に対しては、情報モラル教育の重要性や有害情報から子供たちを守るフィルタリングについて、また、子供がインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子供を被害者にも加害者にもしないための取組を進めます。

② 人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応するため、さいたま地方法務局や警察等の関係機関、関係団体等とも連携していきます。

また、SNSや掲示板などのソーシャルメディアを利用した「ネットいじめ*問題」の解決に向けて、相談・支援事業を推進していきます。

③ 関係機関との連携強化

法務省（さいたま地方法務局）、市町村等の関係機関との連携を強化します。

11 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

2002（平成14）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004（平成16）年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008（平成20）年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

拉致問題の早期解決に向けて、国に対して働きかけていきます。

また、拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を推進します。

① 国に対する働きかけ

拉致問題の徹底究明と拉致被害者等の早期帰国に向けて、国に対して働きかけていきます。

② 啓発活動の推進

拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や市町村、関係団体等との連携を図りながら推進します。

12 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人暮らしを一変し、理不尽な苦しみをもたらしました。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

また、避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子供、外国人などのいわゆる「要配慮者*」や女性などへの避難生活における配慮が課題になりました。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しています。中でも、令和元年東日本台風（台風第19号）は、本県にも甚大な被害をもたらしました。

災害時においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深める必要があります。

【施策の展開方向】

災害時においても、人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発等を推進します。

① 啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、人権啓発冊子への掲載や人権啓発講師の派遣などの啓発活動を、国や市町村、NPO、民間団体等との連携を図りながら推進します。

② 災害時の対応

要配慮者が安全に避難できるよう必要な支援を行うほか、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所に相談窓口を設置するなど、人権に配慮した体制の構築を推進します。

13 性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向*とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性愛や同性愛、両性愛など様々な形があります。

また、性自認*（ジェンダー・アイデンティティ／性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚として持って生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTQ*という言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気、苦しみを感している人々がいいます。

本県が2020（令和2）年度に実施したLGBTQに関する実態調査※によると、これらの人々は回答者の3.3%を占め、「自分は価値のない人間だと感じた」「家に引きこもった、またはそれに近い状態になった経験がある」「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」と回答した割合が高く、孤立感や自己否定感を感していることがわかりました。

2015（平成27）年には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

2020（令和2）年6月に施行された労働施策総合推進法の改正に基づいて定められた、パワーハラスメント*防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やアウトティング*がパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないよう、当事者の存在や困難な状況などについての正しい理解促進に取り組むことが必要です。

また、地域や学校、職場等それぞれの場において性の多様性の理解を進め、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できる環境づくりも必要です。

【施策の展開方向】

性的指向や性自認による偏見や差別を解消するため、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進するとともに、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談環境の強化・充実、様々な性のあり方を尊重した社会づくりを図ります。

① 性の多様性を尊重した教育の推進

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深めることができる教育を推進します。

教職員の資質向上を図るため、教職員を対象とした研修を充実します。

② 啓発活動の推進

研修会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により、広く県民や企業への啓発を行います。

③ 相談体制の充実

県の相談機関において、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談体制の充実を図ります。

学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒に寄り添った相談支援の充実を図ります。

④ 児童生徒の心情等に配慮した対応

LGBTQの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮し対応を進めます。

⑤ 当事者に寄り添った環境づくり

様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できるよう市町村及び企業、関係団体と連携し、制度整備を含む環境づくりを進めます。

※ 埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査（令和2年9月実施）

14 様々な人権問題

これまで述べてきた13項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、市町村、NPO、ボランティア等と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(2) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(3) ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題となっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や、心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、大きな問題を引き起こします。

(4) ケアラー*・ヤングケアラー

後期高齢者人口の増加などにより、介護を担うケアラーが増加し、誰もがその立場になる時代が到来したといえます。ケアラーがケアするのは、高齢者だけでなく、障害のある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子供など、状況は様々です。自身の親や配偶者等の介護、子供やきょうだいの世話・家事などを担うケアラーには大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

(5) 依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっています。

(6) ひきこもり*に関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなります。

(7) その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。